

至誠館大学児童養護施設等出身者学生に対する授業料等免除規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第44条第2項及び至誠館大学授業料等免除規則第3条第2項第4号の規定に基づき、児童養護施設等出身者学生（以下「学生」という。）の入学検定料、入学金、授業料、施設整備費及び維持費（以下「授業料等」という）の免除に関し必要な事項を定める。

(免除する授業料等)

第2条 免除する授業料等とは、学則第44条第1項に定める額とする。ただし、令和3年度以降の入学生の入学金及び授業料については、高等教育の修学支援新制度との併用はできないものとする。

(免除対象者)

第3条 免除対象者は、学生で学業・人物ともに優れ、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者とする。

(免除額)

第4条 免除額は、別表のとおりとする。

(免除期間)

第5条 授業料等の免除期間は、1年間とする。ただし審査を経て更新することができる。

(出願書類)

第6条 授業料等の免除を希望する者は、所定の出願書類を、大学事務局に提出する。

2 出願書類については、別に定める。

(選考)

第7条 授業料等の免除を受ける者の選考は、学生委員会の議を経て、理事長がこれを決定する。

(免除告知)

第8条 免除額決定後、速やかに免除対象者に書面をもって告知しなければならない。

2 前項の告知内容は減免額、納入しなければならない額、第9条免除取消内容とする。

(免除の取り消し)

第9条 授業料等の免除を受けた者が、当該免除期間中に、次の各号の一に該当する場合は、学生委員会の議を経て、理事長が免除の取り消し及びその期間を決定する。

(1) 学則による懲戒処分（訓告を除く。）を受けた場合

(2) 学生として素行好ましくないと認められた場合

(3) 第6条に規定する出願書類に虚偽の記載を行った場合

2 前項の規定により、免除の取り消しをした場合は、当該授業料等の免除を許可した額の全部または一部を納付させることができる。

(規則の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

制定 平成21年 4月 1日 (制定)

- ・平成20年度以前の入学者についても適用する。

改正 平成22年 4月 1日 (第1回改正)

- ・改正後の第4条別表は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学者についても適用する。

平成24年 4月 1日 (第2回改正)

- ・改正後の第4条別表は、平成25年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学者についても適用する。

平成25年 4月 1日 (第3回改正)

- ・改正後の第4条別表は、平成26年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学者についても適用する。

平成25年 6月 1日 (第4回改正)

平成26年 4月 1日 (第5回改正)

- ・改正後の第8条は、平成25年度以前の入学者について適用する。

平成27年 4月 1日 (第6回改正)

- ・平成26年度以前の入学者については、なお従前の例とする。

平成27年 6月 1日 (第7回改正)

- ・平成27年4月以前の入学者については、なお従前の例とし、平成28年度及び29年度の入学者に適用する。

平成28年 6月 1日 (第8回改正)

平成31年 4月 1日 (第9回改正)

令和 2年 4月 1日 (第10回改正)

令和 3年 4月 1日 (第11回改正)

別表 (第4条関係)

(1) 授業料等

次のとおり免除する。

学年	授業料	施設整備費	教育維持費
1年	全額	全額	全額
2年、3年 4年	7割	7割	7割
在学4年を超えた場合	5割	5割	5割

(2) 入学検定料

本学に入学を志願する児童養護施設等出身者は、半額を免除する。

(3) 入学金

本学に入学を許可された児童養護施設等出身者は、半額を免除する。